

## 2026 年度春期 新規研究会登録申請について

締め切り：2026年 4月24日（金）12:00まで

「新規研究会登録申請書.xlsx」を学会ホームページ

([https://jasias.jp/wp-content/uploads/2026/03/application\\_sg.xlsx](https://jasias.jp/wp-content/uploads/2026/03/application_sg.xlsx)) よりダウンロードし、別紙資料とともに電子メールにて、映像学会事務局（送信先アドレス：office@jasias.jp）に登録申請を行なってください。

映像学会研究会の新規発足については以下のガイドラインに基づいてお考えください。

### <ガイドライン>

- \* 映像学会の研究会活動であるということをよく認識したうえで、研究テーマが普遍性及び広がりのあるテーマであること。
- \* 研究会運営が特定の個人に偏りすぎず、多くの会員の参加と交流が見込まれること。  
この趣旨に鑑み、特定の会員が複数の研究会において代表を兼任することは、原則として避けることが望ましい。  
(2025年12月20日理事会および2026年3月22日理事会での決定)
- \* 研究会の継続性が担保されるよう、運営委員のバランスを考慮したものであること。
- \* 事前に研究会活動に準じる実績がない場合には、研究テーマが想定する専門性や業績を持った会員が運営構成員に含まれていること。

### <その他>

- \* 申請書にある代表及び運営構成員とは別に、過去の研究活動への参加者も併せて、参加を予定している会員リストも添付してください。なお、運営構成員に会費納付の遅滞がないことを確認してください。
- \* 申請された研究会の当該テーマにおける研究活動（勉強会や準備会など）を1年以上、複数回実施されていることを別紙資料として提出してください。
- \* 研究会承認後、2年間以上にわたり実質的な研究会活動が見られない研究会は、研究活動休止の理由、存続の必然性の有無、研究会を構成する会員の意欲および、今後の研究活動の継続への意思などが問われます。研究活動の休止理由等に合理的理由がないとみなされた場合、研究企画委員会および理事会の審議を経て本学会が公認する研究会として継続することができないことがあります。その対象となった研究会は、2年間、その代表者の会員が主宰する同名の研究会を申請することができなくなります（以上、2015年5月31日の理事会の承認事項）。
- \* 日本映像学会HP会員ページ内「日本映像学会規定集」掲載の「日本映像学会研究会運用規定」もご参照ください。
- \* なお、新規研究会で研究活動助成費用に応募を希望する場合は、公募の詳細を確認し、該当する応募書類を別途ご提出ください。
- \* 申請書の記入内容については「新規研究会登録申請書.xlsx」 ([https://jasias.jp/wp-content/uploads/2026/03/application\\_sg.xlsx](https://jasias.jp/wp-content/uploads/2026/03/application_sg.xlsx)) をご確認ください。

以上

日本映像学会研究企画委員会  
〒176-8525  
東京都練馬区旭丘2-42-1  
日本大学芸術学部内